

「新型コロナウイルスに関する持続化給付金等の会計処理」

《持続化給付金の勘定科目に関する見解》

【持続化給付金の基本的性格：共通認識】

- ・新型コロナウイルスから生じたダメージによる収益の補填である
- ・公的機関からの収入である（政府の財源から支給されるものである）
- ・対価性はない（何らかのサービス等の提供を強いられるものではない）
- ・用途指定はない（交付者による資金の用途に関する制約がない。したがって返還義務はない）
- ・自らが申請して得たものである

【A 説】

持続化給付金が臨時的なものである点に着目し、「**経常外収益**」の「受取持続化給付金」という科目で計上するという意見

【B-1 説】

持続化給付金が経常収益の補填である点に着目し、「**経常収益**」に計上するという意見
その場合、NPO 法人が自ら資金の拠出を申請し一定の審査を経て支給される性格を鑑み「**受取助成金等**」に計上するという意見

【B-2 説】

持続化給付金が経常収益の補填である点に着目し、「**経常収益**」に計上するという意見
その場合、受取会費、受取寄付金、受取助成金等及び事業収益の何れにも該当しないので、その他収益の「**雑収益**」に計上するという意見

【回答委員会としての結論】

現時点では、上記【B-1 説】が妥当との結論に至り、以下の処理が妥当と考える。

●原則として、

「**経常収益**」の「**受取助成金等**」の区分に「**受取持続化給付金**」*という中科目を設定して表示する。

●例外として、

収入の臨時性に着目し「**経常外収益**」に「**受取持続化給付金**」*として計上することも許容される。

※「受取持続化給付金」という科目以外にも、他の給付金等も含めて「受取公的給付金」や「受取給付金」などの科目を使っても問題ない。

《持続化給付金等の収益の計上時期に関する見解》

●原則として、

支給決定された日に収益を計上する。

例えば、12月末決算の法人が12月25日に200万円の給付金の支給決定の通知を受け、その入金が翌事業年度の1月10日になった場合には、12月25日付けで以下のよう
に未収金と受取助成金等に計上する。

当年度：(借方) 未収金 200万円 / (貸方) 受取助成金等 200万円

次年度：(借方) 現金預金 200万円 / (貸方) 未収金 200万円

●例外として、

感染予防に要した消毒液やマスク等を購入した実費相当額に対して助成されるようなものについては、その助成対象の支出をした会計年度にその支出額と同額を収益に計上する。

例えば、12月末決算の法人が12月25日に新型コロナ感染予防の消耗品を購入するための助成金を概算払いで10万円受領し、12月末までに8万円を使い、翌事業年度に2万円を使った場合には、以下のように12月末までの事業年度に8万円を受取助成金等として計上し、2万円を前受金として計上する。そして、次年度に2万円を受取助成金等として計上する。

当年度：(借方) 現金預金 10万円 / (貸方) 受取助成金等 10万円

(借方) 受取助成金等 2万円 / (貸方) 前受金 2万円

次年度：(借方) 前受金 2万円 / (貸方) 受取助成金等 2万円

《持続化給付金等の注記に関する見解》

【「事業別損益の状況」の記載】

●原則として、

持続化給付金等の事業収益や受取寄付金などが減少したことにより受給したものについ

ては、その減少した事業収益の属する各事業に「合理的な割合」で按分して計上する。

「合理的な割合」としては、事業収益の割合、事業費の割合、新型コロナウイルスの影響等で減少した収益の割合などが想定される。

●例外として、

受取寄付金等が減少したことを要件に受給した場合、事業別の合理的な割合の算定が困難な場合、その給付金等の重要性が乏しい場合などには、全額「管理部門」に計上することも許容される。

【「用途等が制約された寄付等の内訳」の記載】

持続化給付金等のように、その用途が決められていないものについては、「用途等が制約された寄付等の内訳」に記載する必要はない。

一方で、新型コロナウイルス感染症対策緊急包括支援事業の支援金などのように、その用途や対象期間等が決められており、後日実績報告書等でその用途を報告することが義務付けられているようなものについては、「用途等が制約された寄付等の内訳」に記載する必要がある。

(注1) 他の会計基準においても、新型コロナウイルス関連の給付金や支援金の会計処理については、見解が明確になっていない部分もありますので、今後、他の会計基準等との整合性をとる観点などから上記の解釈が変更になることもあります。

(注2) 各都道府県や市町村によって、独自の新型コロナウイルス関連の給付金や支援金などもありますので、上記の会計処理が必ずしも全ての給付金や支援金に当てはまるとは限りません。

(注3) 持続化給付金等に関する法人税等の税務処理については、上記の会計処理と異なることもありますので、税務上の処理については、税務署や税理士等にご確認してください。

以上